

事務連絡
平成28年5月10日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	

 民生主管部（局）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（通知）」
の一部訂正について

本年3月31日付け社援発0331第41号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（通知）」において、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の施行についてお示したところですが、同通知の内容に一部誤りがありましたので、別紙のとおり訂正いたします。

当該訂正につき、管内関係機関及び関係団体等への周知方よろしく願います。

また、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようよろしく願います。